

いきいき県民カレッジ成果活用促進事業 参加から利用の流れ

参加申込み から 活用手帳が届くまで

1. 参加を希望される団体様は、FAXまたはお電話にてお申し込みください。
申し込みをいただくことにより、実施機関として登録されます。
2. 実施機関へは、県立生涯学習推進センターから活用手帳とスタンプを送付いたします。
活用手帳やスタンプは無料です（スタンプ台は含まれておりません）。

スタンプの押し方 から 奨励証の申請まで

1. スタンプは1時間の活動につき1つ（1単位）となります。
30分以上1時間未満の活動については切り上げていただいても結構です。
30分未満の活動であっても、合算して押すことも可能です。
2. スタンプは、実施機関で活動ごとに押ししていただくこととなります。
3. スタンプがたまると、取得した単位数に応じて奨励証を申請することができます。

単位数	25単位	50単位	100単位	150単位	200単位	250単位
奨励証	鳥屋野潟賞	笹川流れ賞	美雪賞	信濃川賞	翡翠賞	学長賞

※奨励証は、すべて学長（県知事）の名前が入った表彰状です。

4. 奨励証を希望される場合は、スタンプの溜まった活用手帳に必要事項を記入し、県立生涯学習推進センターまでご持参いただくか、郵送にて送付してください（送料はご負担願います）。個人でも結構ですが、実施機関で取りまとめていただけると助かります。
5. 後日、県立生涯学習推進センターから奨励賞を送付いたします。

その他

1. 年度ごとに登録を継続するための手続きは必要ございません。
2. 活動内容は登録機関に一任しております。詳細は実施要項をください。
3. 手帳やスタンプの追加などは、県立生涯学習推進センターまで御連絡ください。
速やかに送付いたします。